

業務指示書

ルワンダ国都市給水に係る基礎情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年8月17日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年8月23日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(外国法人は登記簿写を提出してください。)

法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

○以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

○業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めず、ただし、業務主任者が補強の場合に、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

○業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市給水に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／水道計画①）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水道計画もしくは都市給水にかかる業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ルワンダ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水理解析】

- 1) 類似業務の経験：水理解析もしくは都市給水にかかる業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ルワンダ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年8月26日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(RWF1 = 0.139 円 , US\$1 = 102.280 円 , EUR1 = 113.066 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - b) Web会議システム (http://jica.webex.com)
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
 - c) 電話会議
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

- 総括／水道計画①
- 水理解析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.93 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年9月9日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ルワンダ国都市給水に係る基礎情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/水道計画①	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 水理解析	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ルワンダ共和国は、当国の長期開発計画「VISION2020」及び「経済開発・貧困削減戦略 2」（以下、「EDPRSⅡ」という。）において 2018 年までに全国の給水率を 100%とすることを掲げている（2000 年の給水率は 50%）。そのため、当国政府は都市給水セクターを中心とした基礎インフラの整備・改修を最重要課題として据えており、EDPRSⅡにおいて、老朽化した既存の浄水場の整備や新規浄水場の建設、送水網強化、配水管整備等が計画されている。

当国の人口は増加の一途を辿っており、特にキガリ市においては、2025 年までの年人口増加率が 4.1~5.8%となることが見込まれている（キガリ市マスタープラン, 2013）。キガリ市では、急激な人口増加に給水が追い付いておらず、給水量の不足や断水により、給水時間が一日平均 8 時間と非常に短く、恒常的な給水制限・停止を余儀なくされている。また、浄水場ごとに給水エリアが固定されており、他の給水エリアにおける水不足を他の浄水場がカバーする配水網が整備されていないため、計画的・効率的な給水ができない状況にある。加えて、既存の配水管の多くが 1970 年代以前に敷設されたもので、配水施設の老朽化が著しく、かつ適切な維持・管理が行われていないため、無収水率は 2015 年 3 月時点で約 40%程度と高いレベルである。

このため、インフラ省（Ministry of Infrastructure. 以下、「MININFRA」という。）に監督の下で主に都市部における給水事業を担う水衛生公社（Water and Sanitation Corporation. 以下、「WASAC」という。）は、官民パートナーシップによる新規浄水場の建設計画及び既存浄水場の拡張計画により、キガリ市の水供給量を増やす計画を進めている。また、全国の都市給水網のうちキガリ市が配管長（2500km）で約 4 割を占め、当国政府は増大する給水需要に対応するための配管網の整備・改修を計画しているが、水供給増量の計画に比して実施が遅れている。

係る状況下、WASAC は、JICA に対して、キガリ市内の都市給水整備・管理に関する協力を求めているが、キガリ市の今後の水需要予測や配水網整備の情報が不足しており、増大する給水需要に必要な配水網整備全体計画の内容、配水網を整備する上の優先順位を明らかにすることができていない。

JICA はこれまで、水衛生セクターにおいて、ルワンダ政府の政策的な優先度、日本の比較優位を考慮し、給水分野を重点として、安全な水へのアクセスの最も悪い東部県において協力を実施してきた。2016 年から JICA はキガリ市に対する無収水率の向上を目的とした技術協力「キガリ市無収水対策強化プロジェクト（2016-2019）」を実施予定である。キガリ市の配水網整備に関しては、日

本の優位性や日本企業の参入可能性も視野に入れつつ、同国と WASAC の経済・財政状況等を見極めた上で、有償資金協力と無償資金協力による戦略的な協力プログラムの策定が求められている。

2. 調査の目的

本調査は、「1. 業務の背景」を踏まえ、2030年までの水需要に応じたキガリ市の配水網整備計画の提案及び整備すべき配水網の優先順位付けを行ったうえで、今後のわが国の支援方針の検討を行うことを目的とする。

3. 調査対象地域

ルワンダ共和国キガリ市

4. 相手国関係機関

インフラ省：Ministry of Infrastructure

水衛生公社：Water and Sanitation Corporation

5. 調査の範囲

コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するため、JICA 及び「4.関係機関」と十分な意見交換を行い、「6. 業務実施上の方針及び留意事項」を踏まえて「7. 業務の内容」に示す内容の業務を実施する。なお、業務の進捗に応じて「8. 成果品等」に示す報告書を作成して JICA に提出する。

6. 業務実施上の方針及び留意事項

(1) 配水網整備計画の策定方針

本調査では、以下の方針に基づき、キガリ市の配水網整備計画を策定する。

① 目標年度

2030年

② 対象地域

キガリ市全体

③ 水需要予測

配水区域ごとの水需要予測を、生活用、産業用などの用途ごとに算出する。

④ 水理解析モデル

Esri 社が実施した GIS マッピング・顧客データベース調査によりキガリ市内の配水網は ArcGIS に整理されている。これを用いて、水理解析モデルを構築することを想定している。

⑤ 留意事項

キガリ市は、起伏に富んだ地形をしており、ポンプアップのための電気代の削減が大きな課題となっているため、これを考慮した計画とすること。

(2) 実施予定の技術協力プロジェクトとの連携

WASAC をカウンターパートとして、技術協力「キガリ市無収水対策強化プロジェクト」を実施予定である（本調査開始時には、同プロジェクトは開始されている予定）。現地調査実施に当たって、コンサルタントは、同プロジェクト専門家・カウンターパートからヒアリングを行い、キガリ市の給水施設整備に関連する情報を効率的に入手し、整理する。

なお、上記技術協力プロジェクトにも、水理解析モデルのコンポーネントがあるため、協力して重複のないよう効率的な業務を行うこと。

(3) 民間企業との連携の可能性

ルワンダにおける都市給水分野の将来の開発協力を際して日本の民間企業との連携についても可能性があるため、日本の優位性や日本企業の参入可能性も視野に入れて調査を行う必要がある。

7. 業務の内容

上記「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえ、現地及び国内において以下の業務を実施する。コンサルタントは、以下に示す想定される活動内容を勘案し、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や、作業工程をプロポーザルにて提案すること。

第一回国内作業

(1) 給水関連本邦技術の確認

国内調査では、都市給水分野（主に、配水網整備技術）の本邦技術について最新状況を確認する。その際、高低差が高い地域における配水網整備の技術、価格面、ポンプアップのための電気代削減で本邦企業の強みと弱みについて精査する。

(2) 業務実施計画及びインセプション・レポートの作成

業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。また、関連資料の分析・検討を行い、調査全体方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえ

て、インセプション・レポート（英文）、質問票等、現地調査開始に必要な資料を作成する。

第一回現地調査

（３） 業務実施体制の構築

本調査を協働して行うためのカウンターパートの適切な配置等についてカウンターパート機関（WASAC）との調整を行う。

（４） インセプション・レポートの協議

カウンターパート機関並びに関係機関に対しインセプション・レポートの説明・協議を実施する。本調査のアウトプット、インプット、実施方法、実施体制等、本調査の概要を共有する。

（５） キガリ市における給水状況の確認

事前に配布した質問票の分析や関係機関へのヒアリングを通じて、キガリ市の都市給水にかかる政策の進捗状況の確認・概要の整理を行う。また、当国の都市給水サービスの現状、給水需要、関係する各種計画の確認及び課題分析を行う。

① 以下の項目に関する情報の収集、整理及び分析を行う。

- ✓ 一般的な自然状況（地形、水理地質、気象水文（気象/降雨観測、水位・流量観測）、自然環境、植生、水源・水質等）、主な水源リストの作成
- ✓ 同国の都市給水にかかる政策の進捗状況の確認・概要の整理
- ✓ 同国の都市給水にかかる給水サービスの現状、給水需要、関係する各種計画の確認及び課題分析
- ✓ 都市給水分野における民間活用状況、外国企業の参入状況、他ドナー機関等の支援状況

② 調査対象都市（キガリ市）の以下の内容について調査を行い、必要性、妥当性、有効性の整理を行う。

- ✓ 都市計画及び給水区域に関する情報収集
- ✓ 給水状況・給水ニーズ（含む人口予測、給水事情予測等）に関する情報収集
- ✓ 既存施設の状況（主要水源・給水施設の位置ならびに主要管路ルートを示す給水システム全体図、配水管の口径・管種別延長等、水圧分布図、キガリ市街地、既存給水施設、導水管ルート、送水管ルート）
- ✓ 新規・更新施設の計画

(6) キガリ市において進行中の水源および浄水場整備の進捗状況の確認

事前に配布した質問票の分析や関係機関へのヒアリングを通じて、キガリ市において進行中の水源および浄水場整備プロジェクトの進捗状況を確認するとともに、今後の整備計画を調査する（特に以下①～③）。また、既存の水源および浄水場で今後予想される問題点の整理を行う。

- ① Kigali Bulk Water プロジェクト（40,000m³/日）の進捗状況、完成予測および直面している問題点の整理を行う。
- ② Nzove 浄水場拡張プロジェクト（30,000m³/日）の進捗状況、完成予測および直面している問題点の整理を行う。
- ③ Nzove II プロジェクト（Nzove 浄水場の拡張、25,000m³/日）の完工後の運用状況および直面している問題点の整理を行う。

(7) キガリ市の地域毎（配水区域毎を想定）の水需要予測

カウンターパート機関と協働しながら、事前に配布した質問票の分析と関係機関へのヒアリングを通じて、キガリ市地域毎の水の需要予測を行う。

- ① 国勢調査および都市計画の情報を入手する。
- ② 水需要予測に必要な生活用水原単位、漏水率、負荷率、平均使用水量、平均配水量等の情報を入手する。
- ③ 入手した情報を基に 2030 年までの地域ごとの水需要予測を行う。

(8) 水理解析モデルの策定

カウンターパート機関が現在構築中の GIS マッピング・顧客データベース（WASAC がアメリカの Esri 社と契約して実施中だが、調査時には完成している予定）の情報を用いて、将来計画案を含めた水理解析モデルを作成する。

- ① GIS マッピング・顧客データベースの情報を入手し、そのデータの内容を把握する。
- ② 当該データベースは、Esri 社の調査により、主要配管（一次配水管を含む）はデータに入っていることが予想されることから、このデータを用いて配水網全体の水理解析モデルを作成する（本調査では GIS・マッピングデータを補足するための調査は実施しない）。
- ③ カウンターパート及び技術協力プロジェクトの専門家と協力して、数箇所、実際の流量や水圧の測定を行い、水理解析モデルの精度の向上を図る。

(9) キガリ市配水網整備計画の提案

7. (6) の調査結果及び (7) ③ で策定した地域ごとの将来の水需要を用いて水理解析を行い、2030 年までの最適な配水網整備計画の提案を行う。この

際、必要な供給水量を確保するための水源開発のあり方についての提案も行う。

(10) 第一回現地調査結果報告書の作成

第一回現地調査の結果をまとめた報告書を作成（特に、7. (9) で提案するキガリ市における最適な配水網施設整備・改修内容）し、相手国関係機関に説明し、内容を協議・確認する。

第二回国内作業

(11) 国内解析 / 概略設計の実施

第一回現地調査の結果を踏まえ、今後のわが国としての支援方針を提案する。加えて、提案するプロジェクトの概要、必要となる工期及び概算金額を検討し、概略設計書を作成する。概略設計には、配水管などの中継施設の概略図面などを含むこととする。また、都市給水分野において、日本企業の展開可能性がある分野及び日本の都市給水分野における技術の比較優位性を検討する。

(12) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

調査の結果をまとめたドラフト・ファイナル・レポートを作成する。ドラフト・ファイナル・レポートの内容について JICA の承認を得る。

第二回現地作業

(13) ドラフト・ファイナル・レポートの説明

ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、先方政府関係者に説明して、内容を協議・確認する。

第三回国内作業

(14) ファイナル・レポートの説明

調査結果について JICA への説明・協議を踏まえた上で、ファイナル・レポートにまとめる。

8. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各段階の報告書は、JICA アフリカ部及びルワンダ事務所へ提出すること。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。

(1) 報告書

- ① インセプション・レポート (IC/R) 提出時期：2016 年 10 月中旬を予定。

英文 7 部

- ② 第一回現地調査結果報告 提出時期：2016 年 12 月中旬を予定。部数：英文 7 部、和文 3 部
 - ③ ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）提出時期：2017 年 1 月中旬を予定。部数：英文 7 部、和文 3 部
 - ④ ファイナル・レポート（F/R） 提出時期：2017 年 2 月下旬を予定。部数：英文 10 部、和文 5 部、CD-R 5 枚
- ※ なお、各①～④報告書ともに、プレゼンテーション用の資料（パワーポイント等）を含むものとする。

（2） その他の提出物

1) 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議に係る議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。JICA ルワンダ事務所におけるミーティングについても同様とする。

2) 調査活動業務報告書

JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 5 日までに JICA に提出する。

（3） 収集資料

業務時に収集した資料及びデータは分野別に整理しリストを付した上で JICA に提出する。

第 3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本調査に係る業務工程計画の概要は次によるものとする。2016 年 9 月下旬に開始し、2017 年 2 月終了の目途とする。

年月	2016				2017	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	1	2	3	4	5	6
契約締結・第一回国内作業	■					
第一回現地作業		■	■	■		
第二回国内作業					■	
第二回現地作業						■
第三回国内作業						■

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

総計：約 13.80 M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括 / 水道計画 1 (2号)
- 2) 水理解析 (3号)
- 3) 水道施設設計
- 4) 業務調整 / 水道計画 2

4) 対象国の便宜供与

カウンターパートを配置する。なお、事務所スペースの提供はない。

5) 貸与資料

- (1) 「キガリ市無収水対策強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
- (2) 「Kigali City Master Plan Report Detailed District Physical Plans for Kigali (May,2013)」
- (3) 「City Development Plan 2013-2018 (June,2013)」
- (4) 「Kigali Zone Mapping」
- (5) 「Fourth Population and Housing Census,Rwanda,2012」

※ 貸与資料は、アフリカ部アフリカ第一課（03-5226-8269）より配布します。

6) 調査用機材の調達

本業務において、水理解析に必要な以下の機材に関しては、機材調達もしくは携行機材として輸送することを想定している。

(1) 携帯式の超音波流量計

(2) 圧力計

その他の機材調達は想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて調達方法含めて提案すること。なお、必要経費は、本見積に含める。

7) 現地再委託

現地再委託業務は予定していない。

8) 現地傭人

本業務において、現地傭人は想定していないが、業務遂行上必要があればプロポーザルにて提案すること。なお、必要経費は、本見積に含める。

9) その他留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ルワンダ事務所、在ルワンダ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連携をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本業務実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

